

第4回労働協約交渉

勤務に関する事項について交渉 在宅勤務及び一時帰休については 不利益にならないようすべき！

「在宅勤務及び一時帰休について、社員の不利益にならないようにすること」

◆職場で統一した取り扱いをするとともに、賃金面を含め不利益な扱いとな
らないようにするべきである。

「更衣時間を、始業前5分・終業後5分設け、勤務したものとみなすこと」

◆就業規則により制服に着替えるのであり、会社の指揮
命令下にあるのは明白で、労働時間とするべきである。



「保存休暇の付与条件を拡大すること」

◆本来、年休として使用できなかったものであり、年休と
同様にするために付与条件を緩和するべきである。

「感染症等で会社が就業させない場合は、有休の休暇に制度化すること」

◆感染や濃厚接触者となるのは本人に非はなく、安心して治療に専念でき
るように、有休休暇の「罹患休暇」として新設するべきである。

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩